

◎新潟県告示第959号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、新潟港港湾計画を次のとおり変更した。

平成24年7月27日

新潟港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 港湾計画の変更年月日

平成24年3月27日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 外貿コンテナ埠頭計画等

地区名	施設	能力
東港区 西ふ頭地区 南ふ頭地区	岸壁            埠頭用地	水深14メートル 岸壁1バース 延長350メートル 水深12メートル 岸壁1バース 延長250メートル 水深12メートル 岸壁1バース 延長250メートル 水深10メートル 岸壁1バース 延長185メートル 面積49ヘクタール

(2) 効率的な運営を特に促進する区域

地区名	施設	能力
東港区 西ふ頭地区 南ふ頭地区	岸壁            埠頭用地	水深14メートル 岸壁1バース 延長350メートル 水深12メートル 岸壁1バース 延長250メートル 水深12メートル 岸壁1バース 延長250メートル 水深10メートル 岸壁1バース 延長185メートル 水深7.5メートル 岸壁1バース 延長130メートル 面積49ヘクタール

(3) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

西港区（入舟地区）において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

新潟市中央区竜が島1丁目6番3号

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所

北蒲原郡聖籠町東港4丁目1214番地

